令和８年９月２８日

介護予防支援事業所
「居宅介護支援事業所エンリッチ」の新規指定について

介護保険法上、市町村長、指定介護予防支援事業所の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとあります。(介護保険法第 115 条の 22 第 4 項)

これを受け当市は、守谷市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第８条において、地域密着型サービス（以下「サービス」という。）の指定、サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関し市長に対し意見を述べるため並びにサービスの質の確保及び運営評価その他市長がサービスの適正な運営のために必要であると判断した事項について協議するため、協議会にサービスの運営に関する委員会を置いております。

協議事項

令和６年度介護報酬改定により、令和６年４月から居宅介護支援事業者も市町村から指定を受けて介護予防支援を実施できるようになりました。

「株式会社フローラ」より令和８年８月２７日付けで新規指定申請が提出されました。これに伴い「地域密着型サービスの運営に関する委員会」としての御意見をお願いいたします。

1	事業所名	居宅介護支援事業所エンリッチ
2	事業所の所在地	茨城県取手市戸頭２丁目４７番地１０
3	サービスの種類	介護予防支援事業
4	指定の更新日	令和　８年１０日　１日
5	指定の有効期限	令和１４年　９月３０日

- 申請のあった「居宅介護支援事業所エンリッチ」は、令和７年５月１日より取手市で事業を開始し、令和８年５月１日より龍ケ崎市で介護予防支援の指定を受けております。介護支援専門員が常勤で９名が所属しており、多くの利用者を取り扱える状況です。
- 指定基準に適合していることを確認しております。
- 資料として、事業所概要を添付しております。

事　業　所　概　要
「居宅介護支援事業所エンリッチ」

１	申請者名	株式会社フローラ
２	主たる事務所の所在地	茨城県龍ケ崎市平台三丁目７番地１８
３	法人代表者氏名	代表取締役　鬼束　有希
４	事業所名	居宅介護支援事業所エンリッチ
５	事業所の所在地	茨城県取手市戸頭２丁目４７番地１０
６	サービスの種類	介護予防支援事業
７	指定年月日	令和　８年１０月　１日
８	指定の有効期限	令和１４年　９月３０日
９	利用者推定数	１００人
１０	サービス提供時間	午前９時から午後６時
１１	従業者数	９人（管理者兼介護支援専門員１人 介護支援専門員８人）

１２　事業の目的

　要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする

１３　運営の方針

（１）要支援状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。

二　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

三　利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

（２）事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（３）指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

（４）指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

〒302-0034 茨城県取手市戸頭２丁目４７－１０

居宅介護支援事業所エンリッチ

